1/16 琉球

米軍コロナ検査 日本の「フリーパス」は異常

各国で地位協定に国内法適用規定も

新変異株「オミクロン株」など、「米軍基地由来」の新型コロナウイルス感染が爆発し、国民の命を脅かす中、検疫は米軍任せで、「フリーパス」の入国を認めている日米地位協定の改定を求める声が高まっています。日本政府は改定に消極的ですが、国内法の適用や、検疫に関与できる仕組みを整えている同盟国も少なくありません。

検疫規定ある

沖縄県の調査によれば、検疫に関して、国内法の適用を明示しているのは米軍地位協定です。米軍は検疫などで、オーストラリア政府の国内法を「順守する」と明記。同国には米海兵隊が2012年からローテーション配備されていますが、入国に際して15年に制定された「バイオセキュリティー法」が適用されています。（写真）

在沖縄米軍が訓練などで訪れるフィリピンも、米比訪問軍協定（VFA）で、フィリピン当局が要求した場合、米軍は検疫を実施することとしています。

オーストラリアへのローテーション配備を前に、「バイオセキュリティー法」に基づいて除体・洗浄される米海兵隊CH53Eヘリ。作業は豪州空軍将官の立ち会いで行われ、1500時間・20回におよんだといいます（2015年3月24日、ハワイ、米海兵隊ウェブサイトから）

また、ドイツではNATO（北大西洋条約機構）軍地位補足協定（ボン補足協定）に、伝染病の予防・駆除で国内法の適用に関する規定があり、イタリアでも、「米軍駐留に伴うモデル実務取り極め」で、公衆衛生に関してイタリアの司令官が介入する規定があります。

NATO軍地位協定第3条では、米軍など外国軍は出入国管理を除外されていますが、「受け入れ国が定めた手続きに従う」ことを条件としています。

主権国家なら

一方、日米地位協定は第9条で、米軍は出入国管理に関する国内法の「適用から除外される」と明記。さらに、1998年3月の日米合同委員会合意で、検疫は米軍が「責任を負う」と明記し、日本の当局は関与しないことが合意されました。

その結果、昨年9月から12月25日まで米本土から日本への出国時PCR検査が行われず、この期間に入国した米兵が沖縄など各地で「オミクロン株」感染を基地外にばらまいたというずさんな結果を招きました。

日本がまともな主権国家なら、せめて他の米同盟国なみに地位協定の改定を迫るべきです。

（竹下岳）

検疫に関する各国地位協定の規定

オーストラリア	米政府は、（中略）オーストラリアの検疫法（中略）を含む、連邦・州の関連法令の規定を遵守しなければならない。米人員は、このような法令を遵守しなければならない。（米豪地位協定第13条）
フィリピン	軍航空機又は船舶の司令官は検疫明告書を提示しなくてはならず、フィリピン政府の管轄権を有する代表者に求められた場合には、検疫検査を行い航空機又は船舶に検疫対象疾患が存在しないことを証明しなくてはならない。（米比訪問軍協定第3条）
ドイツ	人間、動物及び植物の伝染病の予防及び駆除並びに植物害虫の繁殖予防及び駆除に関しては、ドイツの法規及び手続が軍隊及び軍属機関に対して適用される。（ドイツ駐留NATO軍地位補足協定第54条）
イタリア	イタリアの司令官は、明らかに健康または公衆の健康に危険を生ずる米国の行動を米軍司令官が直ちに中断させるように介入する。（イタリアの基地使用に関するモデル実施取り極め第6条第5項）
NATO	軍隊又はその構成員の出入国に関して受入国が定めた手続きに従うことを条件として、軍隊の構成員が受入国の領域に入国又は領域から出国する際の旅券及び査証に関する規制及び入国検査を免除される。（NATO軍地位協定第3条）